

令和6年度 随意契約結果一覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
難病等受給者証更新案内印刷等委託業務	令和6年5月9日	株式会社 HBA 札幌市中央区北4条西7丁目1-8	8,354,500	1 システムに関する専門的技術・知識を有しており、更新案内作成に必要な患者データを作成できること。 2 約4万件の更新案内に係る印刷・機械封入に対応できること。 (契約方法の根拠) ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	1
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業委託業務	令和6年3月28日	一般財団法人 北海道難病連 札幌市中央区南4条西10丁目1010-1	4,615,205	1 小児慢性特定疾病に係る病気の知識や取り巻く情勢、支援制度等に精通し、社会情勢の変化にも柔軟に対応できる環境が整っており、多岐にわたる相談対応のノウハウを有すること。 2 看護師や保健師などの専門資格があり、小児慢性特定疾病に係る専門的な相談支援の経験を有する者を自立支援員として配置することができること。 3 各地域の患者団体、家族会、医療機関及び学校等の組織とのネットワークを有しており、全道的な支援が可能であること。 (契約方法の根拠) ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	2
北海道難病医療提供体制整備事業委託業務	令和6年3月26日	独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター 札幌市西区山の手5条7丁目1-1	19,058,988	本事業は、国の定める実施要綱により都道府県が指定した難病診療連携拠点病院が行うこととされており、選考基準を満たすのは、独立行政法人国立病院機構北海道医療センターのみであるため。 (契約方法の根拠) ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	3
北海道移行期医療支援体制整備事業委託業務	令和6年3月26日	独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター 札幌市西区山の手5条7丁目1-1	4,731,998	1 移行期医療の支援を適切に行うため、幅広い疾病分野の支援に必要なノウハウを有すること。 2 小児慢性特定疾病及び難病に係る知識や取り巻く情勢、支援制度等に精通していることや、国の高度専門医療研究機関等と連携し、対応困難事例に係る照会、助言、指導などにより、多岐にわたる相談に対応できること。 3 専門的な知識を有する者を移行期医療支援コーディネーターとして配置することができること。 4 難病医療協力病院などの各地域の医療機関とのネットワークを有し、全道域で移行支援を行うことができること。 (契約方法の根拠) ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	4

令和6年度 随意契約結果一覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
特殊歯科保健医療推進事業 （特殊歯科医療対応歯科医師 研修）委託業務	令和6年4月25日	一般社団法人 北海道歯科医師会 札幌市中央区北1条東9丁目11 番地	3,478,000	1 全道的な歯科医療提供体制についての現状の把握や情報の収集、分析等の実績を持っていること。 2 難病患者等の特殊な歯科医療に関する専門知識や技術を有する歯科医師を有し、歯科医師を対象とする全道的な研修の実績を持っていること。 3 他の歯科医療関係団体、大学病院等との連携協力が得られること。 (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施工例第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	5
成人歯科健診・保健指導推進 事業委託業務	令和6年5月20日	一般社団法人 北海道歯科医師会 札幌市中央区北1条東9丁目11 番地	2,137,000	1 成人を対象とした歯科健診の実施状況等について、全道の状況を適切に把握しており、効果の検証を行えること。 2 歯科健診の実施に係る専門的知識や技術を持つ歯科医師を有すること。 3 他の歯科医療関係団体等と連携協力が得られること。 (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	6
歯科医療従事者認知症対応力 向上研修事業委託業務	令和6年5月20日	一般社団法人 北海道歯科医師会 札幌市中央区北1条東9丁目11 番地	3,007,000	1 全道における在宅歯科医療の取組状況について把握するとともに、歯科医療従事者を対象とした全道的な研修の開催実績があること。 2 歯科医療と口腔ケアの実践技術に習熟し、これらの技術と認知症の症候との関連を検討した上で研修プログラムを立案することができる人材を有すること。 3 医師、看護師、介護支援専門員、介護福祉士等、他の医療・介護関係職種との連携協力が得られること。 (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	7
歯科医療安全管理体制推進特 別事業委託業務	令和6年5月20日	一般社団法人 北海道歯科医師会 札幌市中央区北1条東9丁目11 番地	1,384,000	1 歯科医療安全管理体制に係る全道の歯科医療機関の情報の収集及び分析等の実績があり、現状を適切に把握していること。 2 歯科医療安全管理体制に係る専門知識や技術を有する歯科医師を有し、歯科医師を対象とする全道的な研修の実績があること。 3 歯科医療関係団体、大学病院等との連携協力が得られること。 (契約方法の根拠) ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	8

令和6年度 随意契約結果一覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額（円）	契約の相手方を選定した理由	摘要
食・口腔機能改善専門職等養成事業委託業務	令和6年4月17日	一般社団法人 北海道歯科衛生士会 札幌市北区北17条西3丁目2-16	2,166,000	<p>1 市町村が実施する地域支援事業等への歯科衛生士の参画状況、地域ケア会議等の資料解釈の仕方及び歯科衛生士の視点で確認すべき事項等を適切に把握し、必要な専門的知識を有していること。</p> <p>2 1に加えて、地域ケア会議や一般介護予防事業等の経験を有する歯科衛生士が所属していること。</p> <p>3 道内外の歯科医療関係団体、大学、歯科衛生士養成施設等からの連携協力が得られること。</p> <p>(契約方法の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2) 	9
がん登録・評価事業委託業務	令和6年3月26日	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター 札幌市白石区菊水4条2丁目3	24,693,000	<p>1 あらゆる領域のがん診療・研究を行っており、がんに関する症例・治療内容に精通した人材が豊富であること。</p> <p>2 がん登録業務のデータの整理・解析の実績を有しており、また、国立がん研究センターとの連携体制も確立されていること。</p> <p>3 国が示した標準様式による院内がん登録を行っており、全国がん登録標準データベースシステムにおける登録内容にも精通するがん登録担当職員を配置できること。</p> <p>4 がん診療を行う各医療機関の医師との人的ネットワークを有しており、医療機関からの円滑な届出が期待できること。</p> <p>(契約方法の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2) 	10